

福岡県公報

令 和 6 年 8 月 30 日
第 526 号

目 次

告 示 (第534号 - 第542号)

- 道路の供用の開始 (道路維持課) 1
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 1
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 2
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 2
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 2
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 3
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 3
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 3
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 3

公 告

- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) 3
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) 4
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) 4
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) 4
- 住宅確保要配慮者居住支援法人の指定 (住宅計画課) 4
- 福岡県行政手続条例に基づく意見募集 (私学振興課) 4
- 意見募集の結果の公示 (畜産課) 4
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 5
- 市街地再開発組合の定款の変更の認可 (都市計画課) 5

告 示

福岡県告示第534号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和6年8月30日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年8月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
南筑後	富久高線	みやま市瀬高町本郷826番1先から みやま市瀬高町本郷1348番3先まで

福岡県告示第535号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年8月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)

南筑後	県 道	大牟田 川 副 線	前	柳川市大浜町821番1先から 大川市大字一木1043番2先まで	2.1 ～ 31.3	9426.5
			前	柳川市大浜町821番1先から 大川市大字一木1043番2先まで	6.0 ～ 37.5	
			前	柳川市大浜町821番1先から 大川市大字一木1043番2先まで	10.5 ～ 27.5	8832.7
			後	柳川市大浜町821番1先から 大川市大字一木1043番2先まで	2.1 ～ 37.5	
			後	柳川市大浜町821番1先から 大川市大字一木1043番2先まで	6.0 ～ 37.5	9178.8
			後	柳川市大浜町821番1先から 大川市大字一木1043番2先まで	10.5 ～ 35.9	

福岡県告示第536号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和6年8月30日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年8月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
南筑後	大牟田 川 副 線	大川市大字紅粉屋38番1先から 大川市大字紅粉屋43番先まで

福岡県告示第537号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年8月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
京 築	県 道	須磨園 南 原 線 曾 根	前	京都郡苅田町大字新津631番209先から 京都郡苅田町大字新津1471番22先まで	6.0 ～ 16.0	966.0
			前	京都郡苅田町大字新津631番209先から 京都郡苅田町大字新津1471番22先まで	11.3 ～ 47.0	
			後	京都郡苅田町大字新津631番209先から 京都郡苅田町大字新津1471番22先まで	6.0 ～ 16.0	966.0
			後	京都郡苅田町大字新津631番209先から 京都郡苅田町大字新津1471番22先まで	11.3 ～ 47.0	

福岡県告示第538号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和6年8月30日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年8月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
京 築	須磨園 南 原 線 曾 根	京都郡苅田町大字新津631番209先から 京都郡苅田町大字新津865番14先まで

福岡県告示第539号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年8月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
田川	国道	322号	前	田川市大字夏吉306番1先から 田川市大字夏吉223番3先まで	13.5 ～ 19.0	161.0
			後	田川市大字夏吉194番143先から 田川市大字夏吉241番4先まで	13.5 ～ 23.7	283.0

福岡県告示第540号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和6年8月30日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年8月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
田川	322号	田川市大字夏吉245番1先から 田川市大字夏吉241番3先まで

福岡県告示第541号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区

域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年8月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
田川	県道	田川線	前	田川市大字伊田1480番3先から 田川市大字伊田1492番6先まで	7.5 ～ 19.0	71.3
			後	田川市大字伊田1480番3先から 田川市大字伊田1492番6先まで	9.0 ～ 19.3	71.3

福岡県告示第542号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和6年8月30日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年8月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
田川	田川線	田川市大字伊田1480番3先から 田川市大字伊田1492番6先まで

公 告

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により北九州市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市

部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和6年8月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

北九州広域都市計画地区計画の決定（令和6年7月30日北九州市告示第327号）

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により北九州市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和6年8月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

北九州広域都市計画用途地域の変更（令和6年7月30日北九州市告示第326号）

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により北九州市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和6年8月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

北九州広域都市計画区域区分の変更（令和6年7月30日北九州市告示第325号）

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により北九州市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和6年8月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

北九州広域都市計画地区計画の決定（令和6年7月30日北九州市告示第328号）

公告

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条の規定に基づき、住宅確保要配慮者居住支援法人を指定したため、同法第41条第1項の規定により次のように公示する。

令和6年8月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

支援法人の名称	支援法人の住所	支援業務を行う事務所の所在地	指定年月日
株式会社H&H	筑紫野市大字筑紫508番地9	筑紫野市大字筑紫508番地9	令和6年8月7日

公告

「福岡県学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準の一部改正案」について、次のとおり意見を募集します。

令和6年8月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 意見募集期間

令和6年8月30日から令和6年9月30日まで

2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県人づくり・県民生活部私学振興・青少年育成局私学振興課に備え置きます。

公告

福岡県養蜂振興法施行細則の一部改正案について、令和6年6月7日から令和6年7月8日までの間、御意見を募集しました。

その結果、提出された御意見はありませんでしたので、原案のとおり、令和6年8月23日に公布しました。

令和6年8月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

問合せ先

農林水産部畜産課中小家畜係

電話：092-643-3497

メールアドレス：chikusan@pref.fukuoka.lg.jp

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和6年8月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糸島市高上字袖ヶ原198番12及び198番13
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
糸島市高上234番地4
重松 豪人

公告

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第38条第1項の規定に基づき、市街地再開発組合の定款の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により次のように公告する。

令和6年8月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 組合の名称
J R久留米駅前第二街区市街地再開発組合
- 2 事業施行期間
平成30年11月から令和10年3月まで
- 3 施行地区
久留米市城南町の一部
- 4 事務所の所在地

久留米市中央町13番29号

- 5 設立認可の年月日
平成30年11月21日
- 6 変更の内容
事務所の所在地を次のように変更した。
（変更前）久留米市中央町37番20号
（変更後）久留米市中央町13番29号
- 7 変更認可の年月日
令和6年8月14日